

第198回（令和2年5月31日施行）

3級商業簿記

第1問

簿記上の取引の仕訳を通じて、記帳原則と勘定科目の使用についての基礎的な理解を問う問題です。

1. 株式を発行して、株式会社を設立した場合の仕訳を問うています。当座預金に払い込まれた金額は原則として全額資本金として扱います。
2. 保有している株式を売却した場合の仕訳を問うています。株式は取得時に有価証券勘定で処理されています。その価額（帳簿価額）よりも売却代金の方が小さいため、売却代金と有価証券の帳簿価額との差額は、有価証券売却損として処理します。
3. 予約販売に際して、予約金を普通預金で受け取った場合の仕訳を問うています。予約販売は商品販売前に商品代金の一部または全部を受け取るため、予約金受領時にはまだ売上計上することができず、前受金（負債勘定）として処理しなければなりません。
4. 当期に生じた売掛金が回収不能、すなわち貸倒れとなった場合の仕訳を問うています。当期の売掛金が回収不能になった場合の金額は、貸倒損失として処理します。
5. いわゆる「売上原価対立法」で商品を販売した場合の仕訳を問うています。売上原価対立法は、その名のとおり売上とそれに対応する売上原価を対立（両建て）させて、間接的に商品販売益を把握する方法です。売上原価を計上するタイミングとして「月次」か「その都度」かが考えられますが、本問では「販売のつど」と指示されているので、売上計上と同時に売上原価を計上することになります。
6. 普通預金の資金を定期預金へ預け替えたときの仕訳を問うています。
7. 借入れを行い、借用証書の代わりに約束手形を振り出した場合の仕訳を問うています。約束手形を借用証書の代用として振り出しているため、手形借入金で処理します。

第2問

本問は、①期首・期末商品、仕入高、売上原価、純売上高、そして売上総利益との関係、②資産と負債、純資産、総収益、総費用、そしてそれらと当期純利益との関係についての理解を問うています。なお、当期に損益取引以外の取引で生じた純資産の変動はなかったため、次の関係が成立します。

「売上原価＝期首商品棚卸高＋純仕入高－期末商品棚卸高」…… i

「売上総利益＝純売上高－売上原価」…… ii

「期首(末)資産＝期首(末)負債＋期首(末)純資産」…… iii

「当期純利益＝総収益－総費用」…… iv

「期末純資産－期首純資産＝当期純利益」…… v

第3問

伝票を仕訳帳とした場合の元帳への転記が正しく行われるかを問うています。伝票制度は、企業の管理システムに応じて決められます。今回の出題の管理システムは、現金出納係がいて、企業業務を執行する担当係員（伝票の「係印」）が入金、出金の伝票を作成し、上席の承認（伝票の「承認印」）を受けた上で、現金出納係（伝票の「会計印」）が実際に入出金の処理をする体制を予定しています。現金収支以外の取引は、振替伝票を管理する部局で処理されます。

第4問

本問は、補助簿である小口現金出納帳の記帳を問う問題です。定額資金前渡制（インプレスト・システム）に基づいていますので、使用した小口現金の金額だけが週末に補給されることに留意して下さい。最後に繰越記入を行うことを忘れないようにしましょう。

第5問

本問は、精算表の作成を通じて、主として決算整理の理解を問う問題です。決算時に行われる決算整理等は、精算表の整理（修正）記入欄に記入します。以下、具体的な決算整理の内容を示します。

1. 三分法により処理されている場合の決算整理では、売上勘定で売上収益が示され、これに対応する売上原価が仕入勘定で示されます。次期に繰り越される期末商品価額は、繰越商品勘定で示されます。
2. 貸倒れの見積もりについては、売掛金の残高に1.5%を乗じた金額が、決算整理後の貸倒引当金の金額となるようにします。本問は差額補充法によるため、残高試算表の貸倒引当金の金額と決算整理後の金額との差額を貸倒引当金繰入（費用の勘定）として処理します。
3. 備品の減価償却については、「取得原価－残存価額」を耐用年数の5年で除した金額が、1年分の減価償却費の金額です。また、直接法による処理が要求されているので、減価償却費の金額だけ、備品勘定を直接的に減少させるように処理します。
4. 現金過不足は期中において発見された現金帳簿残高と現金実際有高との差額であり、現在調査中のものです。決算手続中に原因が明らかにならなかったものについては雑損または雑益として処理することになります。
5. 期中において、給料は支払った金額で記録されているので、精算表の給料の金額には、当期に計上されるべき給料の金額の一部が未払いのため含まれていません。当期の損益計算を適正に行うためには、給料の金額に当期に計上されるべき給料の未払分を追加する必要があります。

6. 精算表の支払地代の金額は、当期に支払った金額が計上されています。つまり、当期だけではなく次期に計上されるべき支払地代の前払分も含まれています。よって、支払地代の金額に含まれている次期の前払分は控除されなければなりません。